

宮城県林業事業体に関する情報の登録・公表実施要領

(目的)

第1 この要領は、林業事業体の登録情報の公表・共有により事業実行者の選択結果・理由の透明性、森林所有者等への信頼性を確保し、森林整備の担い手である林業事業体間で、より良い作業を実行しようという競争が働く環境整備を行い、森林整備の品質確保、効率的な事業実施を図り、補助事業の適正な執行管理を促すとともに、雇用管理能力が高い林業事業体を育成することを目的とする。

(林業事業体の登録)

第2 林業事業体は、県内において、造林、保育、伐採その他の森林施業を実施する場合は、登録を受けることができるものとする。

2 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(登録の申請)

第3 第2の第1項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した別紙様式1による申請書を知事に提出するものとする。

ただし、登録申請者が、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であって、別紙様式1に掲げる事項のうち次の第2号から第7号に掲げる事項が、既に提出されている認定事業主の改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一である場合は、その記載を省略できるものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 組織に関する情報（職員数等）
- (3) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (4) 事業実績に関する情報（事業量等）
- (5) 事業区域に関する情報
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
- (7) 技術者・技能者数に関する情報
- (8) 実施事業の成績評定結果に関する情報
- (9) その他地域への貢献、表彰実績、経営の健全性に関する情報

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が認定事業主である場合は次の各号のうち第1号から第6号に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
- (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 前項第9号が確認できる書類

(登録の実施)

第4 知事は、第3による申請書の提出があった場合において、当該申請の内容が県が定める登録基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式2の林業事業体名簿に登録するものとする。

- (1) 第3の第1項第1号から第9号までに掲げる事項
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 登録情報の変更年月日

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式3により登録申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、林業事業体名簿を公表することをもって同項の通知に代えることができるものとする。

(変更の届出)

第5 林業事業体名簿に登録された林業事業体（以下「登録事業体」という。）は、第3の第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、別紙様式4により知事に届け出るものとする。

2 登録事業体は、第3の第1項第2号から第9号に掲げる事項に変更があり、林業事業体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、別紙様式4により知事に届け出ることができるものとする。

3 知事は、第1項及び前項の規定による届出があった場合において、その内容が知事が定める登録基準に適合すると認めるときは、その届出があった事項を林業事業体名簿に登録するものとする。

4 第3の第2項の規定は第1項及び第2項の規定による届出について、第4の第2項及び第4の第3項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

(林業事業体名簿の公表)

第6 知事は、林業事業体名簿を公表するものとする。

(登録の取消)

第7 知事は、登録事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録事業体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 登録事業体からの申出があった場合
- (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) その他知事が定める場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式5により登録事業体に通知するものとする。ただし、第1号の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。

3 第1項の第4号に該当した場合は、県ホームページ上で事業体名、代表者名及び住所を公表することとする。

附 則

この要領は、平成24年12月5日から施行する。

